

会議要録

会議名	平成27年度第1回 八王子市消費生活審議会	
日時	平成27年6月18日(木) 午前10時～11時30分	
場所	生涯学習センター 11階 第7学習室	
出席者氏名	委	和田清美委員、鈴木麗加委員、西島美奈子委員、樋口勝美委員、 佐々木昭夫委員、北出義則委員、深沢靖彦委員、栗本正男委員
	事	松日樂義隆市民部長、山崎寿子消費生活センター所長 河井雅之主査、後藤正幸主任、檜森大作主事
欠席者氏名	今井婉子委員、赤木省三委員、	
議題等	(1) 会長・副会長の選任 (2) 消費者行政全般にかかる概要説明 (3) 八王子市消費生活基本計画実施状況の検証	
公開・ 非公開の別	公開決定後公開	
非公開理由		
傍聴人の数	0名	
配付資料名	<当日配付資料> ・事業概要(平成25年度) ・八王子市消費生活基本計画 ・八王子市消費生活条例及び同施行規則	
会議の内容	事務局：これより平成27年度第1回消費生活審議会を開会します。 条例及び条例施行規則に定める、会長・副会長を互選で選任いただく必要 があります。 選任について委員の皆さまのご意見がありますでしょうか。	

深沢委員：和田委員、鈴木委員は前回も、会長・副会長をお勤めいただいていますので、推薦します。お二人にこの会を引っ張ってほしいと思います。

〈他の委員から「意義なし」の声あり〉

事務局：ただ今の推薦の発言に続いて意義なしの声もありました。また、和田委員・鈴木委員からも同意が示されましたので、それぞれ会長・副会長に選任させていただきます。

それでは、審議会の進行を和田会長にお願いします。

和田会長：会長に任命されましたが、同じく副会長に任命されました鈴木副会長ともども、よろしくお願いします。

私と鈴木副会長は、お手元にあります八王子市の消費生活基本計画の策定にも携わったのですが、今回から初めて委員になられた皆さんには、ぜひこの計画をご覧ください、活発に委員会を進めていけるよう3期目のスタートとしたいと思います。よろしくご協力ください。

和田会長：ここから会の進行に入ります。

本日は委員10名のうちの過半数を超えて出席があるので、条例施行規則の定めにより、審議会は成立していることを確認しました。

また、本審議会は、個人情報、会議の公開に関する指針の非公開事項に該当するものがないとし、公開することによろしいでしょうか

〈他の委員から承認の声あり〉

事務局：今現在傍聴希望者はありません。

和田会長：それでは、議事に入ります。

本日の次第の(2)「消費者行政全般にかかる概要説明」について事務局から説明をお願いします。

山崎所長：【事務局説明】

和田会長：質疑に入ります。意見でも結構です。

北出委員：公開ということですが、録音するのですか。議事録がネットに掲載されるのでしょうか。

和田会長：録音されておりますし、議事録をまとめたものに、どなたか1名に署名を毎回お願いすることになっています。

ともかく、公開で透明性をもって進めていきたいと思います。

深沢委員：今日の資料ですが、新しい委員もいるので、前もって配付されれば質問・意見がもっと出るのではないのでしょうか。

山崎所長：次回からそのようにします。

佐々木委員：事業概要の3ページに啓発・教育活動とありますが、どんなことが行われているのでしょうか。高齢者や学生を含めた若者がトラブルにまきこまれる事例が多いのではと思っています。そういった人たちへの啓発・教育とかは、消費生活センターとしてどう取り組んでいますか。

山崎所長：啓発については、事業概要の7ページをご覧くださいと、消費生活フェスティバルの開催が記載されています。8ページにあるように各種啓発資料を発行してきました。また、9ページ、10ページのとおり消費生活講座や消費者力アップ講座を実施するほか、佐々木委員からお話しのあった高齢者・若者向けについては10ページの講座を開催しました。また、出前講座など

で、高齢者の集まりに出向いて、悪質商法に注意しましょうとお話ししています。

一方で、出前講座に参加しない、できないお一人住まいの方々に、悪質商法などの情報を伝えなければと考え、10ページにあるように高齢者への見守り講座を開設しました。25年度は地域包括支援センターのケアマネージャーやヘルパーさんなどに悪質商法の手口や被害にあう心理などを知っていただき、高齢者宅訪問時にそういったアドバイスをしていただくといった趣旨で、延べで185名に参加いただき講座を実施しました。

26年度は民生児童委員を対象に、20地区中13地区で講座を実施しましたが、27年度は残る7地区と、町会・自治会に声かけをし、各地区に出向いて見守り講座を行っています。

また、大学や学校については、東京都のモデル事業として、小学校出前講座を行ったほか、中央大学には25年度から毎年、ゼミの中の一つに相談員が出向いて出前講座を行っています。大学生は高齢者と同様に行政の情報に興味がないと思われます。以前いろいろな大学の学生さんから同じような相談を受け、各大学に悪質商法が蔓延していると思われたので、市内の大学に一斉に情報発信を行ったところ、大学で止まってしまって、その先の学生に届いていないようなことがありました。そこで、大学の職員に被害防止の重要性を知っていただくために26年度、27年度に各大学の教職員を対象とした消費者教育研修会を実施しています。

鈴木副会長：先ほど統計の説明があった時に、概要の15ページの相談の状況で26年度は件数が300件増えたと聞いてショックを受けています。もう一つ、18ページの年代別のところで、年代ごとにどう増えているかお伺いしたい。

山崎所長：年代別では、20歳代が80件増、70歳以上が60件増と目立って増えています。

包括支援センターで見守り講座を実施したので、センター職員から相談があつたりして、今まで潜在していた事例が掘り起こされたのではと思われる、それが増加の一因と考えています。また、オリンピック関連の悪質商法など、新たな社会的背景もあるのかなと考えています。

和田会長：消費生活相談はかなり周知されつつあって、地域包括支援センターのケアマネージャーなどがかかわった掘り起しが進んでいるのは増加要素と言えると思います。他に民生児童委員や町会・自治会などといった身近なルートのお話しもありましたが、相談の知識の乏しい人たちへの掘り起しは納得できる意見だと思います。

鈴木副会長：今までアクセスできなかった方たちに行政から働きかけて掘り起しを図っているとのこと。とくに、高齢者の場合は家にこもっている方もいるし、ご家族が近くにいないとなかなか被害の認識もないので、結構なお話しだと思う。

山崎所長：地域包括支援センターとは連携をさらに進めていきたいと思っています。

鈴木副会長：連携で言えば、地域包括支援センター・高齢者との連携は構築されつつあるといった印象ですが、大学とかの若い人たちの学校との関係を今後は課題にしていただければと思います。

山崎所長：大学とは2年間、消費者教育研修会を行う中で、一回の講座だけでなく、アンケートの実施など大学担当者とのやりとりを行う中で、消費生活センターのことが浸透し始めていると思っています。

ただ、大学側も例えば薬物乱用防止啓発など、学生に対するいろいろな事案を抱えている中で、消費者教育・消費者問題はどうしても優先度が低くなってしまおうといった声もいただいています。顔の見える関係、キャッ

チボールを密に行うことで消費生活の重要性が分かっていたらと思います。

樋口委員：事業概要の13ページに「消費生活啓発推進委員会」が記載されており、いろいろ活躍されているようですが、これは消費者団体的なものなのでしょうか

山崎所長：この委員会は、条例に定められた委員で、市長から委嘱されて、消費生活に関して識見を持った方々で構成されており、市民の消費生活に関する知識の普及活動を行うことと、市が実施する施策に協力いただいています。

先ほど説明しました消費生活フェスティバルはこの委員会が中心になって実施しています。

西島委員：事業概要の18ページに年代別の表がありますが、例えば小学生が親のスマホをいじってなどの場合は親の年代で計上されるのですか。

山崎所長：統計上の相談記録は契約当事者の年代となります。

西島委員：私の身の周りに相談している人はいないと思われま。す。「子供の消費生活相談」もあればと思いますが、小学生の親の世代、PTAとか児童館などへの働きかけをお願いしたいと思います。

山崎所長：26年度に、出前講座として「親子つどいの広場」に出向いたりしており、出前講座を申し込んでいただければと思います。

栗本委員：以前に町会関係で出前講座をお願いしました。知っているようで知らないことがあったり、悪質商法の手口とその対処法としてはっきり断るとか、いろいろお話しがあってとてもありがたかった。今後は、出前講座の申し込みがあったから出向くだけでなく、もっと積極的に出て行くべきだと思います。

また、町会には子供会・老人会もあって、講座の対象とすれば意義があると思います。

西島委員：アパート住まいなので、町会・自治会にはうといのですが。

栗本委員：町会によってはアパート居住者には声をかけない町会があります。ただ、災害時などでは町会に加入していないことのリスクがあると思います。

和田会長：児童館のお話しがありましたが、たしかに若いお母さん方がネットでものを買って被害にあったとしても、その情報が私たちのところに届いてこない場合があるようです。ですから、公民館や児童館などでの、若いお母さん方をターゲットとして講座が開かれる必要があると思いますので、その方策も考えていただければと思います。

次第の(3)「八王子市消費生活基本計画実施状況の検証」について事務局から説明をお願いします。

〈事務局説明〉

和田会長：初めて委員になられた方々にはイメージが良くわからないと思います。昨年度のものがあればよくわかるのですが、資料は次の会議に配られるのですか。

山崎所長：昨年度の資料について、早いうちにお送りしたいと思います。また、今年度分は、各課の実施状況をとりまとめたからになりますので、次回会議の前にお配りしてご審議いただく予定です。

和田会長：「計画」の17ページに施策体系が掲載されていて、次のページ以降に具体的な課題が書かれていますが、それぞれの取組み項目に担当課が書かれ

ていて、消費生活センターが直接担当するものもあれば、連携が必要となる他の課が担当課として掲載されているものもあります。次回のこの会で、それぞれの担当課が自己評価したものがとりまとめられ審議するということですね。

山崎所長：会議終了後、日がたたないうちに、昨年度の資料を委員さん方にお送りしたいと思います。また、今年度のもは事前にお配りしたいと思います。

鈴木副会長：資料だけでなく、つくる過程が分かりやすいように議事録なども送っていただいて、皆さんに読んでほしいと思います。

自治体はとかく「たて割り行政」の弊害が起こりがちで、そのすき間で消費者被害が未然に防止できないという視点から、審議会は市長から諮問を受けて意見を言うという貴重な機関なので、ぜひ、審議の過程を見ておいていただきたいと思いますので、議事録と、あれば添付資料を印刷して配ってほしいと思います。11月の審議の場で建設的な意見を言っていたくほうが、八王子市の消費者行政のためになるのですから。

山崎所長：そのようにします。

和田会長：このメンバーは忌憚のないいろいろな意見を出していただいて、成果のある審議会と思っています。前回の資料を読めば、いろいろな意見が出されたプロセスの大事さも理解できると思います。

深沢委員：他の部署から出されてくる内容を検証するにあたって、やはり統一した意味合いを説明したうえで、片手間でないものがまとめられていないと検証する意味がないと思います。そういう意味で各担当課にどのような文書を出しているのですか

山崎所長：文書での照会は通常の方法を用いています。前回、障害者福祉課に対して対応が弱いとのご指摘がありましたので、当該課にはただ照会文書を送るだけでなく、担当者が出向いて当該課の職員と議論を重ねながら26年度の実績の確認をし、また今年度の事業の改善を行っていくと、本審議会の意見を踏まえて進めていきます。

深沢委員：こちら側の主旨を理解してなくて、これをやりましたというだけのものを検証しろと言われても意味合いが違うと思います。前向きな対応をお願いしたい。

松日楽部長：市役所内には各課ごとに照会し合って、回答を求められることが数多く、そういった意味での困難さもありますが、ご意見に近付けるよう努力いたします。

深沢委員：所管課としてこうしたいというものがあるのだから、各担当課を一堂に集めてこういうものをお願いして成果を上げてほしいと意思統一を図ってもらわないとバラバラといった弊害が出てくるのでは思われます。

鈴木副会長：条例施行規則の第6条9号に「審議会委員以外のものを会議に出席させ、意見を聴き」とあるので、ちょっとと思われるところは来ていただいてわたしたちの思いを聞いてもらうことも可能かと思います。書きぶりの問題で本当は良くやっているということを聞くことも意義があると思います。こういったことも検討しているということにしてほしいと思います。

和田会長：徐々に担当課も慣れて改善してきていて今回はどのくらいかというところですが、厳しい目で検証していきましょう。

佐々木委員：私はマンションに住んでいて300ぐらいの世帯がある。例えばその会議とかに本日の会議資料のデータなどを活用して良いのでしょうか。

	<p>山崎所長：ホームページに出していますので公開資料と考えています。会議録も同様です。</p> <p>和田会長：以上をもって本日の会議の予定は終了とします。 次に次第の（４）の「その他」について事務局から何かありますか</p> <p>事務局：本審議会は毎回委員さんの中から「議事録の署名」をお願いしております。会長・副会長以外の委員さん方をお願いしたいと思います。 改選後の初会合ですので、名簿の一番上位に記載されています西島委員に今回はお願いしたいと思います。次回以降は名簿の順に従ってお願いします。 西島委員には「会議要録」が作成された段階で事務局よりご連絡をさせていただきます。 また、次回の本審議会で「消費生活基本計画の２６年度の実施状況」についてご審議いただく予定です。資料のとりまとめの時間をいただくため、審議会の開催は１１月の中・下旬をめどと考えております。</p> <p>和田会長：それでは、以上をもちまして、本日の審議は終了となります。進行を事務局にお返しします。</p> <p>事務局：以上で、本日の審議会を終了とします。ありがとうございました。</p>
<p>会議録署名</p>	<p>平成２７年 ９月 １６日 西島 美奈子 委員</p>